

令和2年10月5日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区外神田六丁目13番11号
株式会社ミクニ
代表取締役 生田 久貴

東京都江東区亀戸一丁目28番6号
株式会社ミクニグリーンサービス
代表取締役 鈴木 純

株式会社ミクニ（以下「甲」という。）及び株式会社ミクニグリーンサービス（以下「乙」という。）は、甲乙間の令和2年8月7日付吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」という。）に基づき、甲のゴルフ場向け芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートの輸入販売に関する事業（以下「本件事業」といいます。）を乙に承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施いたしましたので、以下のとおり吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本件分割が効力を生じた日
令和2年10月1日

2. 甲における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 反対株主の買取請求

本件分割は、会社法第784条第2項の規定に定める場合（簡易吸収分割）に該当することから、会社法第785条第1項第2号の規定により、甲の株主には株式の買取請求権が認められておりません。従って、同条に定める株主に対する通知、公告は行っておりません。

- (2) 新株予約権の買取請求等

甲は、会社法第787条第1項第2号の規定に該当する新株予約権は発行しておりません。従って、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

- (3) 債権者の異議

甲は、会社法第789条第2項及び第3項の規定並びに定款第4条に基づき、令和2年8月19日付官報及び電子公告により債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 乙における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

- (1) 反対株主の買取請求

乙は、会社法第797条第3項の規定に基づき本件分割を行う旨等を乙の株主に通知しましたが、反対株主の株式買取請求を行った株主はありませんでした。

- (2) 債権者の異議

乙は、令和2年8月19日付の官報において乙の債権者に対し、会社法第799条第2項の規定に基づき、本件分割に対する異議申述の公告を行い、同日付で、知れたる債権者に対し本件分割に対する異議申述の各別の催告をいたしましたが、同条に基づく異議申述をした債権者はありませんでした。

4. 本件分割により乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、効力発生日である令和2年10月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、乙が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本件分割に伴い、乙が甲から承継した資産の額は1,577百万円、負債の額は一百万円（暫定額）です。

5. 本件分割に係る変更の登記をした日
令和2年10月5日

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項

(1) 乙が本件分割に際して甲に対して交付した対価

乙は、分割対価として、普通株式 19,714 株を発行し、甲は発行された全ての株式を引き受けております。

(2) 乙の代表者変更

令和2年10月1日付にて代表者を甲の執行役員 A&M カンパニープレジデント鈴木 純に変更しております。

以 上